

内閣府、財務省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第 号
環境省

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、中小企業等協
同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣 齋藤 健

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 伊藤信太郎

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省、内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、令第一号）の一部を
環境省

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(共済契約の締結又は共済契約の募集に関する禁止行為)</p> <p>第十九条 法第九条の七の五第一項において準用する保険業法第三百条第一項第九号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>〔一〇十七 略〕</p> <p>十八 共済事業を行う組合又は共済代理店である銀行代理業者等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(共済契約の締結又は共済契約の募集に関する禁止行為)</p> <p>第十九条 〔同上〕</p> <p>〔一〇十七 同上〕</p> <p>十八 共済事業を行う組合又は共済代理店である銀行代理業者等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の</p>

認可に係る業務の代理（イにおいて「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合並びに金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。イにおいて同じ。）を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）が、次に掲げる措置を怠ること。

〔イ・ロ 略〕

十九 〔略〕

〔2〕8 略〕

（共済事業の運営に関する措置）

第百五十一條 共済事業を行う組合は、法第五十八條の五の規定により、その共済事業に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〕四 略〕

五 共済代理店を置く組合にあつては、次に掲げる基準を満たすために必要な措置

〔イ〕ハ 略〕

ニ 当該共済代理店が保険募集又は保険媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一條第三項に規定する保険媒介業務をいう。）を併せ行う場合には、業務の方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目

認可に係る業務の代理（イにおいて「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合並びに金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。イにおいて同じ。）を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）が、次に掲げる措置を怠ること。

〔イ・ロ 同上〕

十九 〔同上〕

〔2〕8 同上〕

（共済事業の運営に関する措置）

第百五十一條 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

五 〔同上〕

〔イ〕ハ 同上〕

ニ 当該共済代理店が保険募集又は保険媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一條第三項に規定する保険媒介業務をいう。）を併せ行う場合には、業務の方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、利用者

<p>的を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、共済契約と保険契約との誤認を防止するため、次に掲げる事項の説明を行うこと。</p> <p>〔1〕～〔3〕 略</p> <p>六 〔略〕</p>	<p>対し、書面の交付その他の適切な方法により、共済契約と保険契約との誤認を防止するため、次に掲げる事項の説明を行うこと。</p> <p>〔1〕～〔3〕 同上</p> <p>六 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。